

三郷市訪問型サービス(独自)サービスコード表

令和6年4月1日から

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合			1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位	日割の場合 ÷ 30.4日	39単位	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合			2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2349単位	日割の場合 ÷ 30.4日	77単位	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123単位	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位		179	
A2	2621	訪問型独自サービス23				(二)所要時間45分以上の場合	220単位		220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合			163単位		163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月につき		
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月につき		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算		-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23					(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算		-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算			1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算					
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算					
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算					
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算					
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算				

※背景が水色のコードは、令和6年4月提供分より新設
※背景が黄色のコードは、令和6年4月提供分より変更
※背景が灰色のコードは、多様な主体によるサービス提供体制の構築に使用する